

園北幹線および外環道の500mの緑地帯境界線まで、東は成仁快速道に面しており、面積は約5km<sup>2</sup>である。

### **(3) 東部新城文化クリエイティブ産業総合機能エリア**

この産業機能エリアは、文化クリエイティブ産業を主体とする現代的サービス業の発展に重点を置いた商業副都心である。

計画範囲は、北は成渝高速道路および成洛路まで、西は沙河まで、南は旧成渝路および成龍路南側の計画建設用地まで、東は環状高速までであり、面積は約41km<sup>2</sup>である。

### **(4) 北部新城現代商取引総合機能エリア**

この産業機能エリアは、国際商取引を主体とする現代的サービス業の発展に重点を置いた商業副都心である。

計画範囲は、北は香城大道まで、西は成彭路および斑竹園鎮区の西側まで、南は第3環状道まで、東は川陝路の鳳凰山区間および宝成鉄道までであり、総面積は約64km<sup>2</sup>である。そのうち、短期発展エリアの面積は約17.5km<sup>2</sup>、中期発展エリアの面積は約12km<sup>2</sup>となっている。

### **(5) 西部新城現代的サービス業総合機能エリア**

この産業機能エリアは、現代的サービス業を主体とする産業機能の発展に重点を置いた商業副都心である。

計画範囲は、北は成温高速道路および南熏大道まで、西は楊柳河まで、南は計画建設用地および旧成温路まで、東は第3環状道までであり、総面積は約34km<sup>2</sup>である。

### **(6) “198”生態・現代的サービス業総合機能エリア**

この産業機能エリアは、生態・観光レジャーエリアである。産業の位置付けとしては、エリア内の建設用地を拠り所とした、文化クリエイティブ、文化観光、本部経済を主体とするハイエンドな現代的サービス業の発展に重点を置いている。

計画範囲には、錦江、成華、金牛、青羊、武侯、ハイテク区の外環道内の都市建設用地以外のエリアおよび龍泉駅、新都、郫県、温江、双流の外環道内の都市建設用地以外のエリアが含まれ、面積は約190km<sup>2</sup>である。

### **(7) 龍門山・龍泉山生態観光総合機能エリア**

この産業機能エリアは、龍門山生態観光総合機能エリアおよび龍泉山生態観光総合機能エリアの2つにより構成される。

龍門山生態観光総合機能エリアでは、国際的な山岳リゾート観光産業の発展に重点が置かれている。範囲には市域西部の彭州、都江堰、崇州、大邑、邛崃、蒲江の龍門山エリア

が含まれ、面積は約 4,500km<sup>2</sup>である。この機能エリアは、北西に“九黄（九寨溝・黄龍）”観光エリア、南西に康巴観光エリア、南に峨嵋・樂山観光エリアがそれぞれ広がっている。

龍泉山生態観光総合機能エリアでは、レジャー観光産業の発展に重点が置かれている。範囲には双流、龍泉駅、青白江および金堂の龍泉山エリアが含まれ、面積は約 1,000km<sup>2</sup>である。この機能エリアは、東に“兩湖一山（龍泉湖・三岔湖・龍泉山脈）”、南に峨嵋・樂山観光エリアが広がっている。

#### **(8) 自動車産業総合機能エリア（成都經濟技術開發区）**

この産業機能エリアでは、完成車の研究開発と生産、基幹部品の製造を重点的に発展させており、付随して自動車の商取引、コンベンション、エンターテイメント等の関連産業を発展させている。

計画範囲は、北は成南高速道路まで、西は環状高速道路まで、南は成渝高速鉄道まで、東は東二路までであり、面積は約 161km<sup>2</sup>である。そのうち、計画における短期発展エリアの面積は約 13km<sup>2</sup>、中期発展エリアの面積は約 11km<sup>2</sup>、長期発展エリアの面積は約 33km<sup>2</sup>となっている。

#### **(9) 新エネルギー産業機能エリア**

この産業機能エリアでは、太陽エネルギー、原子力エネルギー、風力エネルギーを主体とする新エネルギー産業の発展に重点を置いている。

計画範囲には双流県西航港街道弁事処、黄甲、公興の一部エリアが含まれ、面積は約 30km<sup>2</sup>である。そのうち、短期発展エリアの面積は約 17km<sup>2</sup>、中期発展エリアの面積は約 9km<sup>2</sup>、長期発展エリアの面積は約 4km<sup>2</sup>となっている。

#### **(10) 新素材産業機能エリア**

この産業機能エリアは、シリコン材料、高性能ファイバー、レアアース材料を主体とする新素材産業の発展に重点を置いている。

計画範囲には新津県鄧双、普興、金華の一部エリアが含まれ、面積は約 33km<sup>2</sup>である。そのうち、短期発展エリアの面積は約 16km<sup>2</sup>、中期発展エリアの面積は約 8km<sup>2</sup>、長期発展エリアの面積は約 7km<sup>2</sup>となっている。

#### **(11) 石油化学産業機能エリア**

この産業機能エリアは、製油・化学の一体化を主体とする石油化学産業の発展に重点を置いている。

計画範囲には石油化学基地および周辺の関連施設が含まれ、面積は約 8.4km<sup>2</sup>である。

## (12) 国際ハブ空港総合機能エリア

この産業機能エリアは、双流国際ハブ空港総合機能エリアおよび計画中の第 2 空港の空港経済機能エリアの 2 つにより構成されている。

双流国際ハブ空港総合機能エリアは、ハブ空港を主体とする総合機能エリアとして位置付けられており、航空ハブ、航空物流および臨空経済の産業機能が含まれている。計画範囲には双流国際空港、空港物流パーク、西航港街道弁事処の一部エリアが含まれており、面積は約 34km<sup>2</sup>である。そのうち、短期発展エリアの面積は約 7km<sup>2</sup>、中期発展エリアの面積は約 1km<sup>2</sup>、長期発展エリアの面積は約 3km<sup>2</sup>となっている。

計画中の第 2 空港の空港経済機能エリアは、臨空製造業を主体とする産業機能エリアとして位置付けられている。第 2 空港の用地選定では、初歩的に金堂県の龍泉山以東エリアが選ばれている。機能エリアの範囲は、第 2 空港の用地選定が確定した後に、改めて計画される。

## (13) 国際鉄道物流中枢機能エリア

この産業機能エリアは、青白江国際鉄道物流中枢機能エリアおよび新津鉄道物流パークの 2 つにより構成されている。

青白江国際鉄道物流中枢機能エリアは、鉄道コンテナ物流センター、鉄道ばら積み物流センターおよび大口物資中継センターを主体とする国際鉄道中枢機能エリアとして位置付けられている。計画範囲には青白江大弯および城廂の一部エリアが含まれており、面積は約 10km<sup>2</sup>である。そのうち、短期発展エリアの面積は約 4.5km<sup>2</sup>である。

新津鉄道物流パークは、道路・鉄道物流の連絡輸送を主体とする機能エリアとして位置付けられている。計画範囲には新津普興の一部エリアが含まれており、面積は約 5km<sup>2</sup>である。そのうち、短期発展エリアの面積は約 2.5km<sup>2</sup>である。

## 3. 国家レベルの開発区

成都市には国家レベルの開発区が 2 箇所ある。成都ハイテク産業開発区および成都経済技術開発区の 2 つである。各開発区は重点を置く産業が異なり、それぞれが各種企業の投資ニーズに応じている。開発区内のプロジェクト建設用地には、“七通一平”（注：“七通”は道路・雨水排出・汚水排出・上水道・電気・通信・天然ガス、“一平”は整地）に関する国際標準が適用されており、プロジェクト建設の要件が保証されている。現在、この 2 つの国家レベルの開発区は、西部地区における発展が最も速く、国際競争力を最も備えた投資先の 1 つとなっている。

### (1) 成都ハイテク産業開発区

成都ハイテク産業開発区は1988年に計画・建設され、1991年に最初の国家レベルのハイテク産業開発区の1つとして承認を受け、2000年には中国がアジア太平洋経済協力機構（APEC）に対して開放する科学技術工業パークとなった。国家科学技術部による総合評価では、これまで毎回、全国先進ハイテク区に選ばれている。全国に55箇所ある国家レベルのハイテク産業開発区の総合順位では、第4位にランキングしている。

等級	国家レベル
計画面積	87km <sup>2</sup>
工業総生産	2,160億元（2009年）
中心産業	マイクロエレクトロニクスを中心とするIT産業（ソフトウェアを含む）、漢方薬の現代化を重点とするバイオ医薬産業ならびに先進的な製造技術を特徴とする精密機械製造業。
主な企業	外資系企業の数計877社。インテル、モトローラ、DHL、アマゾン、モラー・マースク、IBM等の世界トップ500企業および国際的な有名企業44社。

#### 機能分布

南部パーク	面積は51km <sup>2</sup> 。主にソフトウェアおよびアウトソーシングサービス産業を中心とする科学技術ビジネス新都市——天府新城が建設され、科学技術・ビジネス・国際性・ファッション性・暮らしやすさという5大機能を備えている。
西部パーク	面積は36km <sup>2</sup> 。産業の集中を目的として、機能が完備された総合産業パークが建設されている。
四川成都輸出加工区	税関が管轄する特別エリア。“国内の税関外”として管理が行われており、手続きが簡便で、通関に要する時間が短縮される。国外から注文を受ける加工企業、在庫をゼロとする必要がある企業およびオンライン注文を採用する企業ならびに輸出製品の大手企業や研究開発センター向けに、24時間の便利な通関サービスを提供している。

### (2) 成都経済技術開発区

成都経済技術開発区は1990年に建設された、四川省で唯一の国家レベルの経済技術開発区である。2005年には情報産業部により国家レベルの電子部品産業パークとして承認されている。成都経済技術開発区は、成都市東郊外の龍泉駅区に位置しており、市の中心から12.5kmの距離にある。国务院の承認を受けた成都市の都市マスタープランにおいて明確にされた東方面への開発の主体エリアであり、四川省・成都市における対外開放および工業発展の重点とされている。科学技術の刷新や工業構造の調整による現代的製造業の基地と

なる都市の新エリアである。

等級	国家レベル
計画面積	38.3km <sup>2</sup>
工業総生産	382 億元 (2009 年)
中心産業	自動車 (重機)
主な企業	一汽大衆、一汽トヨタ、吉利汽車、専用汽車、銀河汽車、川汽頤中、天興三田、汪氏電噴、雲内動力等の完成車および基幹部品に関する 100 件余りのプロジェクト、神鋼機械、ドイツ Herrenknecht AG、普什重機、南車のトンネル掘削機等の重機に関する 30 件余りの中核プロジェクトが集中している。そのうち世界のトップ 500 企業は 23 社、上場企業は 30 社余りである。

#### 経済開発区におけるドイツ Herrenknecht 社のシールド機生産ライン



## 第4章 投資優遇政策

地理的有利があり、市場の後背地が広大で、十分な科学技術力のある成都是、四川省の省都として、また西部地区の巨大な中心都市として、ハイエンド産業を引き寄せる独特の優位があるだけでなく、西部ないしは中部地区へ放射状に広がり、さらには南アジア、EU、中央アジア、ASEAN 等の国々へ影響を及ぼす良好な基盤を備えている。次の 10 年に入った西部大開発がさらに掘り下げられ、成都における「世界的な現代田園都市」の建設が加速されるのに伴い、また内需拡大、試験エリア構築および災害復興という 3 つの大きな機会に後押しされ、成都には外部からの投資者にとっての巨大な投資機会が生まれている。

### 1. 西部大開発の投資促進に関する優遇政策

#### (1) 税務政策

西部大開発の税制優遇政策は、主に企業所得税、耕地占有税、関税および輸入段階の増値税等に関わる。

西部大開発の税制優遇政策

税目	条件	西部の優遇	中部・東部の対応政策
企業所得税	奨励類産業の企業	2001～2010年 15%	通常は 25%
	交通、電力、水利、郵政、ラジオ・テレビ放送の新たな企業。	生産経営開始から 1～2 年目は免税、3～5 年目は半額徴収(外資企業の経営期間は 10 年以上とする必要があり利益を得た年度から適用)。	当該優遇措置なし
	民族自治地区において、省の人民政府の承認を得た場合。	国内資本の企業は企業所得税の定期減税または免税が可能。外資系企業は地方所得税の減税または免税が可能。	地方所得税の減免が可能
耕地占有税	道路建設における国道、省道の建設用地	免税	当該優遇措置なし
関税および輸入段階の増値税	国内資本の奨励類産業のプロジェクト、外資の奨励類産業および優位産業のプロジェクトにおける、投資総額以内の輸入の自社用設備	免税	国内資本の奨励類産業プロジェクトは免税可能、外資の奨励類産業プロジェクトは一定条件を満たすと免税可能

## (2) 土地政策

国有の荒れ山、荒れ地等の利用されていない土地を法に基づいて団体または個人に譲渡して、造林・緑化等の生態保護建設を行う場合には、土地譲渡金の減免を行うことができる。50年間という土地使用权の期間は変更されない。譲渡契約に定められた投資金額に達し、かつ生態保護建設の条件に適合する場合には、法に基づく土地使用权の譲渡、貸し出し、抵当設定を行うことが可能である。土地使用权の期限が満了した際には、更新を申請することができる。

## (3) 鉱産物資源政策

- ① 鉱産物資源の実地調査、採掘が条件に適合する場合には、試掘権使用料、採掘権使用料の減免を申請することができる。
- ② 試掘後に法に基づいて採掘を行う場合には、実地調査費用を繰延資産に計上して、採掘段階において分割償却を行うことが認められる。
- ③ 国外業者が石油・天然ガス以外の鉱産物資源の実地調査・採掘を行う場合には、試掘権・採掘権の使用料が1年間免除され、2年間半額免除される政策が適用される。国外企業が『外商投資産業指導目録』における奨励類の石油・天然ガス以外の鉱産物資源の採掘を行う場合には、鉱産物資源の補償費が5年間免除される政策が適用される。

## (4) 外資利用条件の緩和

- ① 国外業者による銀行、商業小売企業への投資の試行、中外合弁貿易会社の試行を西部地区の中心都市（直轄市、省都および自治区の首府都市）に拡大。西部地区における外資による人民元取り扱い業務の経営、保険機関の設立、中外合資の旅行会社、会計士事務所、弁護士事務所の開設等について、一定の優遇が与えられる。
- ② 国外業者による西部地区の商業プロジェクトへの投資について、経営年限を40年まで緩和。国外業者による西部地区の貿易会社プロジェクトへの投資について、登録資本を3,000万元まで緩和。
- ③ 国外業者による西部地区のインフラおよび優位産業プロジェクトへの投資について、国内銀行による固定資産投資の人民元融資の比率を適切に緩和。通常、中外合資・提携プロジェクトについては中国側の出資比率の120%に緩和され、外資単独のプロジェクトについては国外側の登録資本の100%まで拡大される。一定の条件を満たす奨励類プロジェクトは、上述した比率の制限を受けない。

## 2. 内需拡大の投資促進に関する優遇政策

### (1) 税金・費用政策

- ① サービスアウトソーシング業およびソフトウェア業について税制優遇政策を実施。
- ② ベンチャーキャピタル企業の発展を支援。
- ③ 省の経済委員会、省の発展改革委員会、省の科学技術庁による重点技術刷新計画、ハイテク産業化計画に加えられたプロジェクトについては、プロジェクト立ち上げから3年以内において生産経費用建物の購入取引手数料および財産権登録費を免除し、建設過程における上水、下水、ガスの容量増加費および電力設備工事負担金を免除。
- ④ 企業による技術改造への資金投入拡大を奨励。
- ⑤ 民生サービス企業の税制優遇政策。
- ⑥ 大企業・大グループを積極的に育成し、国の西部大開発に関する税制優遇政策を全面的に実行。
- ⑦ 大企業・大グループ企業による低コストの拡張を奨励。
- ⑧ 工業企業による固定資産の減価償却加速を支援。

### (2) 土地政策

- ① 企業の土地使用に関する保証水準を引き上げ。
- ② 都市のマスタープラン、土地利用のマスタープランおよび「1エリア1主要業務」の産業的位置付けに適合する重点プロジェクトの土地使用を優先的に支援。
- ③ サービス業の集中エリア内に新設される特別重大プロジェクトの土地使用には、「都市再開発プロジェクトについては取り壊し・立ち退き・整理のコストを参照して譲渡を実施する」を適用。

### (3) 財政政策

- ① 重大技術設備企業への資金支援を強化。
- ② 企業の技術進歩を支援。
- ③ 成都における企業の本部設立を支援。
- ④ 企業の技術改造の借入を支援。
- ⑤ サービス業企業の強大化を支援。
- ⑥ 市外から新たに誘致され年間の納税額が500万元を超えた企業法人機関が、自社用のオフィス建物を新規購入する場合、1m<sup>2</sup>あたり500元という基準に基づき1回限りの補助を支給。自社用のオフィス建物を賃借する場合、毎月8元/m<sup>2</sup>の補助を支給。
- ⑦ 新規上場（国内・国外を含む）による資金調達に成功したサービス業の企業に、500万元のインセンティブを支給。
- ⑧ 農村における消費拡大を支援。



#### **(4) 金融政策**

企業の直接資金調達への奨励、保証機関の支援、金融機関による中小企業支援への奨励、中小企業の応急資金の解決、信頼のある中小企業への資金調達支援、工業集中発展エリアの建設支援、工業プロジェクトの建設支援等が含まれる。

### **3. 災害復興の投資促進に関する優遇政策**

#### **(1) 税務政策**

- ① 被災地区の企業・事業者または被災地区の再建を支援する企業・事業者が、国内では需要を満たすことができない被災地の再建に直接使用する大口物資・設備等を輸入する場合、3年以内において輸入税の優遇が与えられる。
- ② 2008年7月1日から2011年6月30日まで、地震被災地に新設・登録された商工業企業（個人商工業者を含む）については、営業許可証、税務登記証、衛生許可証、工業製品生産許可証の作成費が免除される。
- ③ 商品の生産・経営または有償サービスの提供を行う法人およびその他組織の価格調整基金について、錦江区、青羊区、金牛区、武侯区、成華区およびハイテク区では従来の1%という基準をベースとして20%減免され、その他の区（市）県では半額徴収とされる。
- ④ 2008年7月1日より、被害が深刻な地区について付加価値税の控除拡大政策が実行され、企業が新規購入した機器設備に含まれる増値税の仕入税額について控除を行うことが認められる。国が発展を規制する特定業種を除く。
- ⑤ 被害が深刻な地区における増値税の一般納税者（国が発展を規制する特定業種の納税者を除く）は、規定項目に合致する仕入税額が生じた場合に控除を行うことができる。

#### **(2) 土地政策**

- ① 災害復興用地の計画指標の保証。
- ② 復旧再建用地の確保。
- ③ 商業建設用地の統一手配、大型商品市場パーク、農産品卸売市場、大型物流配送センターならびにブタ屠殺場の新設および移設プロジェクト等の商取引・流通インフラ用地計画の優先手配。
- ④ 標準地価の調整による譲渡地価の引き下げ。

#### **(3) 財政政策**

- ① 技術改造を実施して予定の生産量を達成した災害復興プロジェクト、重大産業化プロ

プロジェクト、大企業・大グループ育成プロジェクトについて、利息の補助が支給される。

- ② 貧困村において農産品の大規模標準化基地を建設する農業産業化の大手企業については、市レベルの貧困支援特別資金から 3 年連続で基地建設プロジェクトの借入利息の全額が支給される。
- ③ 極めて深刻な被災地区および深刻な被災地区の企業および復興に参加する企業が現地の就業困難な援助対象を受け入れた場合には、雇用補助金および社会保険補助金が与えられる。雇用補助金の月ごとの支給基準は、現地の最低賃金基準の 50%とされる。社会保険補助金については規定の基準が適用される。

#### **(4) 金融政策**

- ① 条件に適合する企業グループの財務会社、非金融企業等による債券市場を通じた企業債権、会社債権、短期融資券等の発行による債務資金調達を奨励。
- ② 災害復興の資金調達ルートの開拓。成都市の地方法人金融機関が各種債権を申請発行して、資本金の補充および災害復興の貸付資金に用いることを奨励。
- ③ 保険機関の誘導・調整を積極的に行い、保険資金を被災地区における国の経済や人民の生活に関わる重大プロジェクトへ優先的に投資して、被災地区におけるインフラの復旧再建を支援。被災地区向けの保険商品を大々的に推進。